

文書館だより

第12号

平成元年1月

市町村史・校史研究と資料の問題

——榛東村誌教育編執筆を例として——



文書館協議会委員 関茂

のにしても全県の資料はない。(西群馬郡資料は郡役所で廃棄したと考えられる。他は文書館に保存)明治中期以後は一定の規準もなく、記載は区々様々である。

さらに、第二次世界大戦敗戦時に廃棄されたものも多い。なお、戦後は歴史軽視

の風潮もあって記録されていないところ

すら見られる。また、戦前は申請や届が

郡や県に出されているものが多いが、そ

の控が「進達書類綴」等として残されて

いるものも断片的なものが多い。さらに、

教育雑誌等に寄稿されたものも特定なもの

に限られ、県教育会雑誌も名称変更は

別として、明治十九年から昭和十九年ま

で全巻揃っているところは皆無である。

こうした実態に立って、大正初期著名

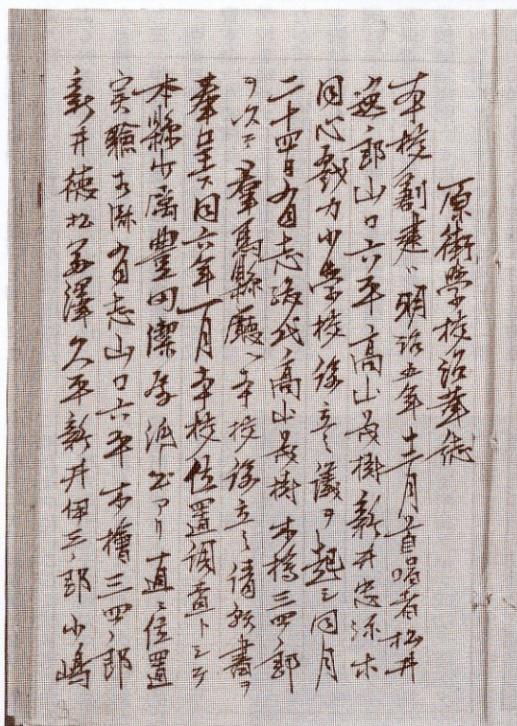
な教育村であった「桃井村」を中心とし

て、村誌教育編の執筆から、地元資料と

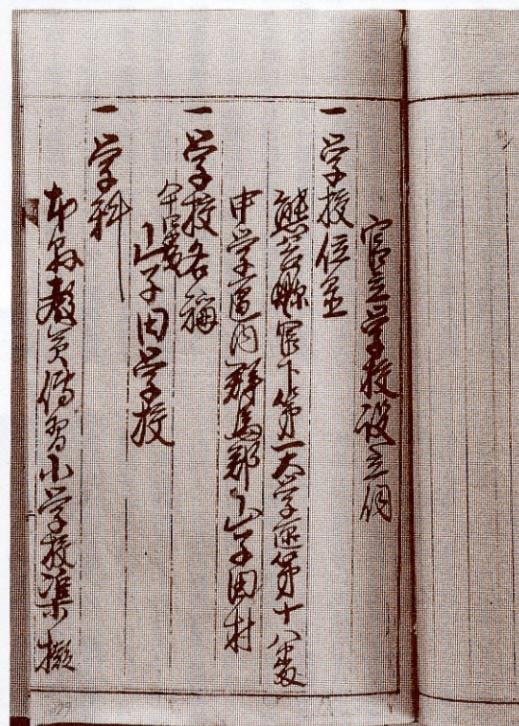
一はじめに
地方教育史を手がけてみて、どこの地域や学校でもまず問題になるのが、「資料がない」ということであろう。地域や学校で主要資料がほぼまとめられている、というところは稀である。地域で発見できるのは断片的資料が、役場・学校や個人宅から散見できるのみであるといつても過言ではない。

学校沿革誌は明治以来どこの小学校でも記載されたものであるが、精粗様々であり、県が提出を求めた明治十七年のも

(二八八四)榛東村誌教育編執筆を例として——



明治17年「学校沿革誌」(吾妻郡原街学校、現吾妻町)



明治6年「学校設立伺書」(群馬郡山子田村、現榛東村)

県資料（文書館蔵以下同）がいかに相互補完して使用されたかの事例を述べたい。

二 学制と各小学校の設立、尋常高等

小学校への発展

学制の発布はいうまでもなく国資料によらなければならぬが、学区と小学校設立は県資料によらなければならない。

樺東村は「第八十四小学区」に山子田学校、「第一百一十二小学区」に長岡学校、「第八百三十二小学区」に桃井尋常高等小学校、「新井学校」が地元の伝承と明治三十六年の「桃井尋常高等小学校一覧」に記載があるが、学校設立等の基本的資料には見出されていない。なお、明治四十三年編の「郷土誌」（旧村作成）には多くの教育記事があるが誤りも多い。また、明治十七年の学校沿革誌控と思われる資料が相馬小にあるが、桃井小にはない。



教育関係文書

山子田学校・長岡学校は後に桃井小学校に、広馬場学校は相馬小学校となるがそれらの「学校設立伺書」は県文書館に保存されている（文書館には、ほぼ全県的に各学校の設立伺が保存されている）。

こうして設立された小学校が明治十八年頃から連合してくるのであるが、さらに二十二年の町村制によって旧桃井村・相馬村が誕生し、今は二十三年の小学校令によって、国の教育事務を市町村行政の責務として位置づけ、ここに公教育が確立する。こうして「桃井尋常小学校」（相馬尋常小学校）が発足し、後にそれが尋常高等小学校となる。これらについては「広馬場学校資産処分之儀伺」や「群馬県第三十五学区小学校設置伺」等旧村役場資料や古老人の思い出等によって知ることができる。

また、当時の教育内容は教科書によって知ることが大きいが、三十六年以前は各種教科書が学校毎に採択されていたので、使用教科書の発見は重要な課題となる。『桃井小学校百年史』・『相馬小学校百年史』ではかなりの教科書が調査され、今回の村誌調査でも相当数の教科書が明らかにされ、これが活用された。（文書館にも県議会図書室、諸家から多くの教科書が移管、寄託され保存されている）

なお、遠足・運動会等の学校行事が明治後期から行われるようになるが、古老人の思い出等によってその概要を知るに止

まつた。こうした事項も沿革誌や届等によるべきであるが、それらの資料はほとんど見出されていない。

三 学校基本財産の蓄積と校舎新築

明治初期から寄附金等によって「学校資金」を蓄積し、その利子等によって

学校を維持することが重要であるとされたが、中後期になると「学校基本財産」を設け増殖をはかることが力説された。

国は二十三年に法律で「基本財産積立金及保管方法」を規定し、二十九年県は「小学校殖栽規則」を訓令した。

相馬村では三十五年七月十四日付、「群馬郡相馬尋常高等小学校基本財産蓄積方針」とその経過が、「群馬県教育事績」（明治四十三年群馬県内務部刊）に報告されている。桃井村では三十三年に学校基本財産の蓄積が始められているが、これを明確にするのは四十一年の「小学校基本財産蓄積条例」によってからであろう。

このことは前記郷土誌に記述されるとともに、これが四十四年「教育の四大方針」によって一層推進された。これらは「上野教育」誌上（後述）への発表によって経過が明らかにされている。

このことは前記郷土誌に記述されるとともに、これが四十四年「教育の四大方針」によって一層推進された。これらは「上野教育」誌上（後述）への発表によって経過が明らかにされている。

校舎建築についてみると、三十三年の

小学校令によって義務教育が尋常小学校四年と確定し、その上に四年の高等小学校が置かれた。さらに四十一年から尋常

小学校六年まで義務制となり、高等科は二年となつた。ここに就学率の向上とともに校舎の不足を告げたが、相馬小学校には基本的資料ではなく、次の資料が校舎改築財源を示すものとして補完的に使用された。

感謝状

維時明治四拾二年九月ヨリ四拾三年四月二亘リ本村小学校舎改築工事ニ関シ熱誠ナル御尽力ノ結果茲ニ落成ヲ見ルニ為リ之ハ真ニ喜悦ニ堪ヘザルナリ加

之多額ノ費用ヲ要シタルニモ拘ハラズ全部寄附金ヲ以テ成功ヲ遂ゲタルハ県下ニ於テモ其類例少ナク所謂本村ノ名譽トスル所ナリ是全ク関係諸士ノ熱心協力ニ由ルノ効果ニシテ共ニ欣喜雀躍禁ズル能ハザル處ナリ因テ其功勞ヲ慰スル為別紙目録ノ品ヲ贈呈シ聊カ感謝ノ意ヲ表ス

明治四拾三年十一月三日
群馬郡相馬村長 岡本善作印
相馬村助役

小野闘忠太郎殿
(小野闘忠太郎殿)

桃井小学校においては三十八年以來の用地取得や、新校舎規模の概要等は旧村資料の「行政財産台帳」によつて知ることができる。また、古老人の思い出等によつて、車廻しのついた近郷近在に見られないと立派な校舎」ができたことが伝えられ

ている。しかし、その財源措置等は不明であつた。こうしたところに県資料「教育資金貸付申請書」関連資料（県文書館蔵）が見出され、新築の主旨・工事概要・財源等が明らかにされた。主旨の要約は次のようである。

明治三十六年に新校舎建築に着手しよとしながら日露戦争によって中止となつた。その後生徒数も増加していたので全校舎の新築を企画した。しかし、飢饉のため寄附金も貯束なくなり、不足金一、五〇〇円の借用を申し入れる。ま

教育資金貸付申請書



明治三十六年に新校舎建築に着手しよとしながら日露戦争によって中止となつた。その後生徒数も増加していたので全校舎の新築を企画した。しかし、飢饉のため寄附金も貯束なくなり、不足金一、五〇〇円の借用を申し入れる。ま

これに対する県は「予算表対照スルニ」として回答した。これは三月議決三十九年度一般会計予算四、二一八円一三銭に対して不確実ナリト……の照会を郡長を通して村長に達した。そこで村は三十九年四月二十六日追加予算額一万二、四八九円一七銭を議決して報告し、前記資金を借入れた。これは三月議決三十九年度一般会計予算四、二一八円一三銭に対して約三倍に当たる校舎建築費であった。そのうち歳入一万九八九円一七銭は五四四人からの寄附金である。なお、完成総経費一万七、〇二五円であつたことは特筆される。

このように文書館には、町村から県に提出された文書が多く保存管理されているので、学校や町村資料を補足することができる。

四 大正期桃井小の教育

大正二年桃井村は自治旗、高野辺村長は文部大臣表彰をうけ、三年に萩原桃井小校長は県知事表彰、四年に教育旗をうけた。このときの効績調書、県からの表彰上申書、表彰式の方法なども文書館に保存されている。これらによつて県下に著名な教育村となつたが、萩原校長はこの概要を「上野教育」第三五一号（大六、三か年に行つた）に発表した。その骨子（要約）をあげると次のようであつた。

「工事の概略」によると建物規模は、階建日本瓦葺の本校舎はじめ、廊下・便所等で総経費一万六千円で、償還は行四十間梁間五間二百二十坪教室二

長から吉見群馬県知事あて）

第一 教育の普及

- 一 就学の普及
- (1) 学齢保護会 明四四、四、一創立会員二九二名、基本金四二円
- (2) 村民申合規約 義務教育未了者履査止、履査の際は保護義務

二 出席の奨励

- (1) 個人別奨励 一年間・六年間・高二年間・八年間皆勤賞
- (2) 学級別奨励 学級別出席歩合比較、区長等報告、優良旗授与

三 高等科授業料全廃

- (1) 農産物品評会出品物 (2) 小学生報恩金 (3) 樹栽培地収入 (4) 予算剰余金積立 (5) 有志寄附金
- (6) 入学記念植栽桐壳上金

二 蓄積現在高

田畠宅地 一〇町一反六畝二五步
山林記念林 一町七反一畝〇九步
計 一一町八反八畝〇四歩

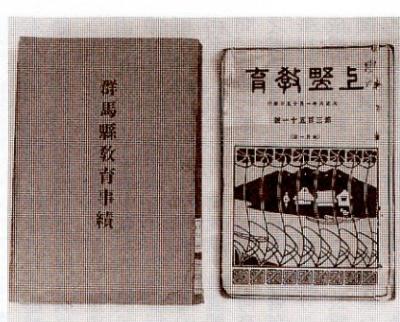
第三 教育内容の充実、訓練の徹底、救援効率の増大（略）

第四 社会数比と補習学校、青年指導等（略）

紙面の関係で詳説できないが、四大方針に沿つての充実した実態がわかる。

なお、本県は明治初期就学率で全国有数であったがその後停滞し、明治四十四

年神山知事はこの四大方針を示した。桃井村ではこのように組織的活動がなされたのである。また、著名な校長等を招いて教育を充実するとともに、大正十五年には八二・五坪の講堂を建設している。



群馬県教育事蹟と上野教育
(県教育センター蔵)

五 まとめにかえて

樺東村誌教育編の執筆から一部の事例

をあげて考察したが、昭和期のものは紙面の関係で省略した。しかし、県文書館には青年学校はじめ、村内資料にはない貴重な資料が所蔵されていることを付記したい。ここに述べただけでも主要資料として県資料が如何に活用されたか理解いただけるものと思われる。しかし、地域資料や思い出などを綴られるものには、共感的に理解される貴重なものがあることも忘れてはならないであろう。

病人村継ぎ

群馬町・横山家文書より

文書館古文書課 横沢恭子

の書付が用意されたのです。

旅が常に無事行つて帰つてこられなかつた時代に、目的地へ向かう途中での病氣や、或いは病人についての処置はどのようにとられていたのでしょうか。

群馬郡群馬町中泉の横山家の文書の中から、病人送りに関するもので、五通を一纏りとする文書を紹介します。
天保七年四月に往来手形（文書番号3-21）を携え、諸国神社仏閣參詣の目的で、越後国魚沼郡霜条村を出立した父多七とその伴常蔵は、およそ一年後の天保八年三月には、新田郡細谷村で日雇稼ぎの仕事についていたようです。ところが翌四月に突然父親が発病します。村役人等は、医者に見せたり薬を与えたりして療養させるのですが、歩くこともままなりません。しかし漸く本人の願いが叶い、在所まで村継送りされることになります。細谷村では早速病の経緯、村継願いの有無、各宿各村に宛てた継送りの依頼、そして食事の面倒、万一病死した場合の処置などについて記述した送り状を作成しました（写真掲載）。この送り状の他に関所手形も作成し（同3-18）、都合三通

四月十四日、中泉新田村に到着した二

人は村役人に改められ、その報告を兼ねた届書が高崎藩の郡方役所へ送られます

（同3-20）。同日、二人は三ツ寺村へ送られて行きましたが、その際、村同志で請渡されたものは、病人壱人、同伴壱人、

往来手形壱通、御闕所手形壱通、添書（送り状）壱通、村々小送り數通となっています（同3-17）。

横山家には病人送りに関する文書が約六〇点程あります。その内訳は送り状・

関所手形（在所の名主又は、病人発生時の村役人が作成）・往来手形・願書（本人もしくは附添人の継送り願い）・届書・受取（継送り先の村より受取る）・添書（通行途中、必要書類の不備に気づいた時点で、名主や問屋役人により作成）等です。

江戸幕府では、元禄元年初出の行路病江戸幕府では、元禄元年初出の行路病之候得ハ、宿送リニ致候由云々」（徳川禁令考）、享保一八・二〇年と街道宿村宛てに御触が出されます。明和四年には、関所手形も作成し（同3-18）、都合三通

出せない場合は「宿割村割ニ致すべし」と規定しています。例えば写真文中の食事や宿泊についても、宿や村毎に用意させ、継渡しが済み次第、月番へ書付を送るよう指示しています。（郡方式）」「藩法集五」。

しかし、このような法令に反する事例がなかったわけではありません。帳外者の村継送り拒否に関する文書などは、その典型的な例といえますが、「郡方式」によれば、送り病人の継戻しは禁じられています（同3-17）。



病人村継送り状

います。それなのに何故、拒否という相反する態度をとったのでしょうか。余儀なく継戻された病人を抱える村方の負担などを考慮すると、病人の村継送りの制度そのものから生じる問題点を調べてみる必要がありますように思います。

〔訛文〕添書一札之事

松平越中守様御領分
越後国魚沼郡妻在庄

百 姓 多 七
当西四拾八歳

同人伴 常 蔵
当西四拾六歳

右之者儀、当西三月中ち当村江龍越日雇仕居候處、四月朔日より風与病氣付候ニ付、近村医師相招見候處、重風邪之由申之ニ付、是迄種々薬用為仕候處、此節少々快方ニ御座候得共、中々歩行等不相叶、右ニ付當人何卒村継ヲ以帰國仕度由至而相願候ニ付、何共歎ケ敷儀御座候間、今般村継ヲ以送り出申候、何卒格別之御憐愍ヲ以御継立被成下、右妻在庄霜条村迄御送届可被下候、猶又時分ニ茂相成候ハつ一飯御振舞被下、暮ニ及候ハ御一宿奉願上候、万一病死茂致候ハ、其所御作法ヲ以御取置可被下候、是又奉願上候、以上

天保八丁酉年 大久保彦太夫知行所
宿々 上州新田郡細谷村
名主 権次郎印
御役人中
組頭 平左衛門印

薯 飯 、 餡 の 奨 励

— 経済更生計画 —

あめ

指導主事 — 倉 喜 好

昭和初年の農村で、なぜ、「薯飯ノ奨励、飴ノ製造」などを、実行しようとしたのでしょうか。

昭和初年は昭和恐慌からはじまりました。恐慌の影響をうけて、極度の窮乏におちいつていた農村の救済と不況を打開するため、一九三二年（昭和7）、政府は「救農議会」を召集しました。そして、農村救済政策のうち代表的なものが、時局匡救土木事業、農山漁村経済更生運動、農村負債整理事業の三つです。この中の「農山漁村の経済更生運動」について、文書館蔵の史料を紹介します。

議会図書室収集文書から、「経済更生基本調査並計画書」（昭和7・8・9・10・11・12・13年度）と、「農山村経済更生二関スル書類綴」（昭和7・8・9・12・10・11年）の簿冊を見ると、下欄の経済更生指定市町村が具体的にどんな問題をもち、そのための計画をもっていたかを知ることができます。なお、農村経済更生運動は、中央に経済更生中央委員会、各道府県に道府県経済更生委員会がおかれ、それが町村の更生運動を監督・指導するこ

とになっていました。実際の更生計画を作るのは、町村長を長とする町村経済更生委員会でした。



勢多郡横野村の
経済更生計画

また、佐波郡三郷村（現伊勢崎市）は、「農村経済更生計画」中、農家負担整理問題の解決が最も重要であるとし、邑楽郡の千代田村・長柄村（現千代田町）や山田郡福岡村（現大間々町）・矢場川村（現太田市）などは、食糧節約のため馬鈴薯飯を奨励し、薯飴の製造で砂糖の消費を抑えようとしたのは、「自力更生」のためでした。自力更生が強調され、政府による財政的助成がきわめて貧困であったことが特徴でした。その一例として、横野村（現赤城村）の一九三三年（昭和8）「経済更生計画」をあげてみます。

その中に、「各部落毎ニ、講演会ヲ開催シテ、依頼心ヲ排除シテ、克已忍苦ヲ涵養、普及ニ努ム」とあり、政府による他動的施設だけに依頼することなく、自力更生をはかることを強調しています。

経済更生指定市町村一覧

	昭和7年度	昭和8年度	昭和9年度	昭和10年度	昭和11年度	昭和12年度
勢 多 郡	柏川村、北橘村	横野村、荒砥村	敷島村、富士見村	上川瀬村、大胡町	下川瀬村、芳賀村	
群 馬 郡	長尾村、新高尾村	木瀬村、相馬村、長野村	駒寄村	黒保根村	倉田村、京ヶ原村	六郷村、金島村
多 北 郡		白郷井村、豊秋村	国府村	東村、清里村	久留馬村	中川村
甘 水 郡	多胡村、美原村	八幡村、中里村	神流村、万場村	堺ヶ岡村	日野村	入野村
妻 利 郡	小野村、坂村	秋畑村、額部村	岩平村、馬山村	小野村、美九里村	新屋村、高瀬村	青倉村
佐 波 郡	原市町、八幡村	岩野谷村、九十九村	細野村、後閑村	丹生村、妙義町	東横野村、里見村	西横野村
新 山 郡	伊參村、名久田村	原町、坂上村	長野原町	高山村	太田村、六合村	沢田村
高 崎 市	川場村、新治村	白沢村、糸之瀬村	川田村、薄根村	池田村、片品村	久呂保村、古馬牧村	桃野村
	上陽村、三郷村	東村、名和村	豊受村、玉村町	剛志村、芝根村	采女村、茂呂村	赤堀村
	沢野村、綿打村	藪塚本町、生品村	九合村、世良田村	笠懸村、木崎町	鳥之郷村、宝泉村	
	福岡村、矢場川村	広沢村、伯泊村	韭川村	梅田村	毛里田村	
	長柄村、千江田村	海老瀬村	郷谷村、西谷村	大筒野村、六郷村	佐貫村、多々良村	
計	22町村	25町村	23町村	23町村	22町村	10町村
					合 計	125市町村

II 新たに閲覧できる資料 II

山田武磨文庫

山田文庫は、本館の前館長であった山田武磨先生の蔵書を、その没後、先生の御遺志により御遺族から本館に寄贈されたものです。

故山田先生は、昭和十九年に群馬県師範学校に赴任以来、群馬大学で長く教鞭をとられ、その間教養部長、群馬大学評議員等の重責を果たされ、定年退官後は県立女子大学教授として活躍されました。

学外においても群馬県文化財保護審議会委員、群馬県史編さん専門委員長、前橋市郷土芸能連絡協議会会长等々、本県の学術文化の向上に貢献されました。

昭和六十年文書館の館長に就任され、館の発展に尽しましたが、在職中の六十年十月二十九日逝去されました。

本館に寄贈された資料は、歴史研究の専門書など一般図書三、一一四冊、雑誌類三、〇五八冊、古文書筆書・写真資料など一、七五六点です。これらの資料のうち、図書、雑誌、抜刷等は、先生の三回忌に合わせて整理分類を行い、「山田武磨文庫目録」として刊行しました。

その内容は、先生の専攻分野であった近世史を中心とする研究書、史料集のほか、各県の県史、市町村誌、歴史研究誌

など多岐にわたっています。特に、現在では入手困難な「市町村誌」、県内には講読者があまりいない「土地制度史」の雑誌、創刊号から揃っている「地方史研究」

などは、専門的文献情報の少ない本県に

は貴重なもの

です。



目録に収録された資料



山田文庫

の意思を生かし、本館において、

「山田武磨

文庫」として、一括保存・管理し、昨年十二月一日から広く研究者及び県民の閲覧利用に供しています。市町村誌の編さん、郷土史研究等広くご利用いただければと思います。

これらの図書以外にも、先生の母方家の佐藤家旧蔵の古文書約百点、研究資料として長年にわたって蓄積された古文書の筆者・写真資料および資料カード、自筆原稿など、多数が一括寄贈されました。

それらも本県郷土史研究の基礎資料として貴重なものです。現在整理中ですが、今後「山田武磨文庫」として一括閲覧利用に供していきたいと考えています。

(行政文書課長 石田和男)



鹿沼誠家文書の一部

II 新たに収藏された文書 II

古文書

本年度も多くの方々から古文書が寄贈・寄託され、現在整理作業を進めています。以下その概略を紹介します。

★前橋市・永田和子氏収集文書（寄贈）
旧南勢多郡荒牧村矢端家の明治十八年「田畠山林持高名寄帳」です。

★前橋市・小沢喜三氏収集文書（寄贈）
旧南勢多郡上増田村の北爪家旧蔵文書です。「上野国地誌概略」をはじめ、明治期の教科書や典籍類が中心で、他に木瀬

村消防組に関する史料もあります。

★尾島町・宮下八郎家文書（寄贈）
旧新田郡武藏島村の名主・問屋を務めた旧家です。文書は近世から近代に至る土地・貢租・戸口・川普請等の公文書と同家の農業・養蚕関係の帳簿類が主で、他に医書等の典籍類も多数あります。

★前橋市・中島清太郎家文書（寄贈）
旧群馬郡前代田村中島家の明治期の地券証や金銭帳簿類が主な史料で、同家の経営活動の一端が窺われます。

★太田市・武藤文二家文書（寄託）
旧山田郡竜舞村武藤家は江戸時代後期に郡中取締役を任命された家で、明治期の幸逸の代には近代農場「共農舎」を創設するなど活躍しました。史料もそれに関連する文書、書簡、典籍等、多数伝存しています。

★前橋市・和田正雄家文書（寄託）
鹿沼家と同様に前橋藩松平家の家臣の家で、史料は幕末の「家臣分限帳」や和田家、嘉応寺家であつて宛行状などです。

(主任 岡田昭二)

前橋藩松平家の家臣の家柄で、幕末に鹿沼政芳が書写した記録「閑窓雑誌」二七冊をはじめ、宛行状、旧群馬県庁玄関の写真等も含まれています。

★新治村・笛木昌二家文書（寄託）

江戸時代の吾妻郡猿ヶ京村名主文書です。猿ヶ京関所や温泉、酒造関係史料など、地域の特性を示すものが多く、明治以降の史料はわずかです。

★前橋市立図書館収集文書（寄託）
明治二十二年の市町村制施行により誕生した旧清里村と芳賀村役場のいわば行政文書で、昭和戦後にまで至り、質量ともに膨大なものです。

時、その途上通過しなければならない特定の関所に對して、本人の身元を証明したのが「関所手形」で、目的地が遠く、その間複数の関所を通り、いろいろな村で宿泊をしなければならないような時に、それらの全ての場所で、本人の身元を証明したのが「往来手形」なのです。

手形の文面をみても、「関所手形」では、本人の名前、年齢、髪形等の特徴、身分、旅の目的・行程といったものにとどまっているのに対し、「往来手形」の場合、その上に、旅宿の便や病気の際の扱い、死亡時の埋葬願い、さらには、死亡通知の依頼などまで書かれることがあります。医療技術や衛生面が今より整つていなかった当時にあつては、長旅の途中で不治の病に倒れ、そのまま死亡するのはめずらしいことではなく、その結果、携行していた「往来手形」が、本人の居住地から遠く離れた土地に残され、後日、日通行した関所に提出され、そこで管理・保存がなされるのです。

以上、二種類の通行手形について大まかに触れてみましたが、より理解を深めるためには、実際に資料の上で違いを確かめていただけるとよいと思います。

II 県内の古文書研究団体紹介 II

川場村古文書研究会

・研究資料と『古文書研究』の発行

に現存する各種古文書を資料として解説、同時に資料の編集、保存事業を進

めている。現在迄の学習成果を「古文書研究」として第六集迄発行した。

今後の予定は、第七集「上毛沼田伝記」第八集「研北集」の発行を計画中。

140

卷之三

A vertical portrait of a man in a dark suit and tie, sitting at a desk and looking slightly to his left. The background is a dark wood paneling.



研修の一コマ

・その他

講師急逝のため相互研修を進めていたが、県立文書館内炳魚の会と、文書

食料に手を貸す仲が多さがうなづけられ、白沢村古文書研究会の仲間とも連絡をとるあつて开賛を進めたり、と頑つ

絡をとりあつて研鑽を進めたいと願つ
ている。 (利根郡川場村 宮内 学)

(文書館嘱託 齊藤明子)

